

4/19 未来投資会議 構造改革徹底推進会合

「第4次産業革命（Society5.0）・イノベーション」会合

（PPP／PFI）（第6回）

（開催要領）

1. 開催日時：2017年4月19日（水） 13:30～14:30
2. 場 所：合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室
3. 出席者：
越智 隆雄 内閣府副大臣
武村 展英 内閣府大臣政務官

竹中 平蔵 東洋大学教授・慶応大学名誉教授

高橋 進 経済財政諮問会議 議員

（議事次第）

1. 開会
2. PPP／PFIの活用促進に係る論点整理等について
3. 閉会

（配布資料）

- 資料1：帯広市提出資料
 - 資料1：国土交通省提出資料
 - 資料2：内閣府（民間資金等活用事業推進室）提出資料
 - 資料3：竹中会長提出資料
 - 資料4：竹中会長提出資料
 - 参考資料：内閣府（民間資金等活用事業推進室）取りまとめ資料
-

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

それでは、ただいまから「未来投資会議 構造改革徹底推進会合『第4次産業革命(Society5.0)・イノベーション』会合(PPP/PFI)」の第6回を開会いたします。

御多忙の中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、越智副大臣、武村大臣政務官に御参加いただいております。

まずは越智副大臣から御挨拶をいただきます。

(越智副大臣)

皆さん、こんにちは。

本日も、各お立場から御多用の中お集まりいただきまして、心から感謝を申し上げます。

本日は、幾つか議題がございますけれども、まずはこれまでに残された課題の検討状況について御議論をいただきます。その後、民間事業者からの改善検討事項につきましての現状評価について、福田大臣補佐官より御説明をいただきます。加えまして、諸外国におけるPPP/PFI事業に関する第三者機関について、内閣府のPFI推進室から御説明をいただく予定でございます。最後に、これまでの検討を踏まえた今後検討すべき課題につきまして、竹中会長から御説明いただく予定でございます。

政府といたしましても、本日の議論を受けまして、コンセッションの推進強化について、成長戦略に反映する具体的な施策の方向性を確定していきたいと考えております。

ぜひとも、皆様方にはPPP/PFIのさらなる前進に向けた御議論をいただくとともに、課題解決に向けた各府省の御協力をお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

それでは、プレスの方はここで御退室をいただければと思います。

(報道関係者退室)

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

時間も限られておりますので、出席者の御紹介は、お手元にお配りをしております座席表でかえさせていただきます。

席上には座席表、議事次第、資料1から資料4まで、また、参考資料として「コンセッション事業等の重点分野の進捗状況(所管省庁への照会結果(まとめ))」という名前の資料をつけておりますので、御確認をいただければと思います。

ここからは、竹中会長に一言いただいた上で、議事進行をよろしく願いいたします。

(竹中会長)

本日もよろしく願いいたします。

今、副大臣からお話しいただきましたけれども、まず、きょうは残された論点の進捗に

ついてお伺いをしたいと思います。その上で、成長戦略の取りまとめに向けた、より具体的な議論をしたいと思います。

まず、関係府省から、残された論点につきまして御説明をいただきたいと思います。

国土交通省、お願いしてよろしいでしょうか。

(松本国土交通省航空局審議官)

国土交通省航空局でございます。お手元の国土交通省の資料1に基づきまして、まず、航空局のほうから御説明申し上げます。

1 ページをごらんください。昨年度の再興戦略の中で示された課題のうち、検討中のものとしたしまして北海道7空港の運営の一括の民間委託に関しまして、市管理空港に係る補助等のイコールフットィングにつきまして、進捗状況を御報告いたします。

具体的に旭川、帯広でございますけれども、市管理空港におきましては、昨年度末の空港施設の資産調査が終わったところでございます。これに基づきまして現在、各空港の将来収支予測の作業に入っているところでございます。

これを踏まえまして、補助等の取り扱いにつきまして、官民の役割分担のあり方の検討をしてみたいと考えております。その際、2つ目の○でございますけれども、先行事例といたしまして現在スキーム検討中の静岡空港がございましてけれども、この静岡空港における検討により得られました基本的な考え方を旭川、帯広とも共有した上で、この考え方にに基づき対応する予定としております。

具体的な内容でございますけれども、下に2つ「・」でつけております。静岡空港におきましては、関係行政機関との調整の結果、まず運営委託期間を通じた空港の将来収支予測を行った上で、民間による独立採算での運営委託が困難である場合には、空港管理者が更新投資を必要な範囲で実施することにしております。

2つ目でございますけれども、この場合におきまして、従前どおりの枠組みによりまして、国としても更新投資に係る補助を実施することにより、イコールフットィングを実現するという基本的な考え方を整理しているところでございます。

この考え方にに基づきまして、各空港の具体的な支援の内容につきましては、財政当局とも調整して進めてまいりたいと考えてございます。北海道の自治会ともこのような考え方をきちんと共有した上で、引き続き連携して進めてまいりたいと考えております。

航空局からは、以上でございます。

(竹中会長)

続いて、お願いします。

(津田国土交通省港湾局技術参事官)

国土交通省港湾局でございます。資料の2ページ目でございます。

クルーズ船向けの旅客ターミナル施設へのコンセッション方式が活用される仕組みづくりについてという内容でございます。これにつきましては、福岡市先行事例でございます。

福岡市において「クルーズ」「MICE」「賑わい」が融合した東アジア有数のインバウンド地区の形成を図るため、コンセッション制度を活用しながら民間投資を呼び込むプログラムでございます。

現在、意見交換を進めながら検討を進めているところでございますが、2ページ目にご覧のとおり、福岡市において2点について検討しているところでございます。

1点目は、クルーズ、MICEあるいは背後地の民間施設まで、一体的に民間事業者がトータルマネジメントできるような事業スキームの構築の検討をしているところでございます。

2点目でございますが、当然、民間の創意工夫、具体的に申し上げますとターミナル使用料収益がふえるようなクルーズ船の予約の仕組みであったりといったところ。他方、福岡市にとりましては、市の行政課題であります市街地の渋滞対策であったり、あるいは市の観光政策にかなうような関与のあり方を検討しているという内容でございます。

スケジュールでございますが、平成29年度末の公募開始に向けて、かつ、平成30年度末には民間事業者が決定されるよう検討しているところでございます。3ページ目をごらんいただければ、全体のスケジュールが示されてございます。この流れの中で進めていきたいところでございます。

なお、参考でございますが、3ページ目の左下にウォーターフロントネクストシンポジウムの開催ということで、ことし5月に「クルーズ・MICE・賑わいが融合した一体的なまちづくり」の機運を醸成する意味で、福岡市においてシンポジウムの開催を予定しているところでございます。福田補佐官にも御協力いただくことになってございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

(竹中会長)

ありがとうございます。

残された2つの項目につきましても、今の御説明を伺って、おおむね次の成長戦略につなげる内容が見えてきたかなと思います。引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、成長戦略の取りまとめに向けた議論に移りたいと思います。

私は、きょうペーパーをお出ししているのですけれども、取りまとめペーパーについてお話しする前に、取りまとめペーパーのもとになっている内容について、少し御説明をいただきたいと思います。

福田補佐官から、前回、御報告のありましたコンセッション事業における改善検討項目に関する各省庁へのヒアリングの結果について、御報告お願いいたします。

(福田大臣補佐官)

私のほうから、御報告をさせていただきます。

資料といたしましては、竹中先生のお出しされている取りまとめペーパー、資料3の別紙という形でA3縦の表がついていると思います。こちらをもとに、お話をしたいと思いま

す。

ここに、民間企業へのヒアリングの結果から取り出された改善意見が、35項目入っております。この35項目について、3～4月にかけて道路、空港、下水道の各部局の皆さんに御協力をいただいて、これまでにやってきた案件で改善意見について具体的にどうであったか。民間からの意見の内容について、一定の妥当性があるのかを最終的に評価するために、内容についていろいろお聞かせをいただいていきました。その結果に基づいて、きょう評価結果をお示しいたしました。

大枠の結論からいきますと、35項目ある中のうち、民間からの意見に一定の妥当性があると考えられるものが27項目ございます。27項目のうち、言われていることはもっともなのだけれども、制度的なところで若干曖昧さが残っている、難しい部分があるのでできていない、法的な根拠に不足があるという理由で、民間側からの問題提起になってしまっていると思われるものが7項目あります。

また、これも27項目の内数ですけれども、先ほど挙げた3分野を横並びで見ていくと、とある分野・担当部局では民間が求めている水準に到達しているのだけれども、とある分野・担当部局では到達していないという、分野・担当部局ごとに対応がばらばらになってしまっているものが、ここにありますとおり9項目ございました。そういう意味では、もちろんそれぞれの現場で最善の努力を尽くしていただいている結果でありますし、初めてのことで、やむを得ないところはあるとは思いますが、大分担当部局によって同じ問題への対応に足並みの乱れがある部分があるようです。他の分野・担当部局であればできるのであれば、全面的にできるのではないかという民間側の思いが、指摘につながっている部分もあるなというところがございます。27項目の内数は以上です。

残りの項目ですけれども、既にある程度対応されているので、特段言われていることに対して対応は必要ないのかなと思われるものが5項目、官から見た場合と民から見た場合で双方の認識が少しずれているのかなと思うものが3項目ほどあったという全体の結果でございます。

具体的な中身に行きたいと思います。A3の表の上のほうからですけれども、今回、見させていただいた中で、やはり一番大きい問題があるなというものが、A3の表の①と書かれているところにある4項目です。A3の表の上から4つの施策になります。

これについては、いわゆる官が負う偶発債務に関する事項であるということです。官としては、状況によっては財政負担が発生するかもしれないといった事項なのですけれども、その事項について、そういう負担をする法的な根拠が必ずしも明確にないであるとか、ある分野では負っているのだけれども、ある分野では負っていないみたいな、バラバラの対応が見られる状況です。

細かく書いてありますけれども、一つ例を挙げますと、瑕疵担保に関するものがあります。PFI法の中には、もともと行政が管理していた施設を、運営権が設定されることで民間

に引き渡すこととなります。行政側として管理していた時代には見えていなかったのだけども、民間が運営を開始してみたらいろいろと問題があって、それを直すのにお金がかかってしまうといった責任が、瑕疵担保責任ということです。

PFI法の中には、瑕疵担保責任に関する規程は特段ありません。個別の案件を見ていくと、現場の運用の中で、官が管理していた時代の管理が不十分だったせいで何かが壊れてしまったといった施設に存在する物理的な瑕疵が、民間による運営が始まってから一定期間の間にあらわれた場合、それは官が負うということが、何となく官側が負うべき責任ということになってきています。他方で、物理的な瑕疵以外の瑕疵、例えば開示情報の瑕疵であるとかいろいろあるはずですが、そちら側は負わないのだけれども、物理的な瑕疵は負うということ。そこで線を引いている理由は、特段、現状で言うとなし。何となく現場の判断でそのようになってきているという状況になっています。

また、物理的な瑕疵の場合でも、運営を開始してから何年間までに発生したものについて対応するのかということ、これも分野によって2年だったり1年だったり半年だったり、かなり幅が出てきているという状況であるところでもあります。

仮に、瑕疵が発生して、行政側で引き受けることになった場合には、お金をかけて何らかの修理を行ったりする必要があるわけですが、これについても、実は予算措置がないと支出できないことになってしまっていて、何らかの瑕疵が発生して、そこで行政側がお金を払いますよとなった瞬間から予算要求をすることが、場合によっては必要になってしまう。そうすると、債務の発生から支払いまでに大きく間があいてしまったりであるとか、議会の判断次第では、実際には債務は負っているのだけれども払えないという可能性も出てくるというような、支払いのところの問題もあるという状況です。

現状で言うと、まだこういう契約を結んでいるだけで、現実に瑕疵担保が発生した事象は今のところ聞いておりませんが、何で責任を官が負うことになったのかということ、例えば地方議会等でどうやって説明するのか。根拠が不明確な中でなし崩しに決められているリスク分担になってくると、予算措置等で説明し切れずに紛糾してしまう可能性もありますし、予算措置できなければ官を訴えてくれればよいということも、乱暴なお話であるなという気がするところでもあります。

これは一つわかりやすい例としてお示しをしていますけれども、同様の問題が①に関するところには散見されるところでありまして、偶発債務について法的に官はどこまで負ってよいのか。負うことになった場合に、支払いはどのように行われるのかという点について、もう少し踏み込んだ検討であるとか、法的根拠の必要性についての検討が要るのではないかということで、こちらにあるような妥当性ありで法的根拠に不足ありという評価にさせていただいているということでございます。

これは一つ大きな問題でありますけれども、それ以外にも幾つか問題がありますので、上から順番にお話をさせていただきたいと思っております。A3の表の②、中段のあたりですけれ

ども、こちらでいきますと要求水準書、事業期間中に行われるモニタリングといったものに、正直、行政が当事者として見ているだけでは、なかなか新しい提案を受け入れてもらえないのではないかという懸念が民間側にはあるわけです。そういう意味では、当事者ではない第三者が、新しいことの実施の有無についてコメントができることが一つ求められていると思いますが、この点に関して言いますと、やはり分野ごとに若干ばらつきがあって、第三者の専門家を活用している分野としていない分野があるという状況がありますので、この辺も足並みをそろえる必要があるのではないかとこのところでございます。

下のほうにまいりまして③ですけれども、これは物価変動です。特に上下水道に関して言うと、例えば電気料金が大幅に上がったとかの場合に、その上昇分を価格転嫁させてもらえないと、民間事業者としては完全に赤字になってしまって事業が破綻してしまう。どのぐらい物価が上がったら料金に反映させてもらえるのかというところを、ある程度明確に線引きをしてもらいたい。そうしないと、予見可能性がなくて投資できないという意見であります。

やはり先行している案件を見ていると、これは議会の判断も入るのでという理由のようですけれども、どのぐらいの物価上昇になったら料金に反映させるのかという線は、明確にされていない状況もあるということでもありますので、これはある程度目安をつくらないと、自分たちの負うリスクの範囲が見えないという意見は妥当なものではないかと思えます。

④に行きますけれども、④にはデューデリジェンスに関する問題がございます。民間が行政の事業を引き受ける上で、行政がどのように事業を管理してきたかを評価する行為としてのデューデリジェンスです。これは2月に御説明したときにも少し触れましたけれども、一部の案件で、民間側から求めているような開示情報が十分に開示されないという内容があったりとか、これは若干笑い話になるのですが、デューデリジェンスの資料について英語版がどのぐらいまで出るのかということも、これはデューデリというよりはドキュメントですけれども、ある案件ですと、RFPは英語であるけれども契約書は英語がないという分野もあれば、RFPも契約書も英語でありますよという分野もあつたりとか、開示される情報の内容にかなりばらつきがあるという状況が見受けられている。

この辺も、ある程度デューデリジェンスとして求められる情報開示の範囲の定義が必要なのかなということで、意見に妥当性ありとしております。

同様に④のところですけれども、マーケットサウンディングのやり方に関する問題です。これも分野を問わずですけれども、現状で取り組まれている事業を見ていると、事業の経済性を大きく左右するような対価、行政側として、その事業を大体幾らで民間に渡そうとしているのかというような目安に関する情報が全く開示されないままマーケットサウンディングが行われているケースがある。

これは当然ですけれども、年間利益が例えば1億円の案件だとして、これを1億円で買

えるのだったら問題ないけれども、100億円で買えるのであれば投資不能であるわけで、価格の目線が全く見えないと、投資判断の材料としては十分応えられるものにならない。これも一定程度、意見は妥当だと言わざるを得ないのかなと思います。

裏に行っていただきます。⑥の選定プロセスのあたりの内容でありますけれども、コンセッション事業において事業者を選ぶ審査委員会は、有識者等で構成されるのが一般的ですけれども、こちらの議事録の開示が不十分ではないかという意見があったわけです。これも行政側に聞くと、民間側は自分たちの提案の中身がわかると困るから、そもそも開示してほしくないのだという前提で動いている。そのようにおっしゃられる方が多いのですが、我々が把握している限り、そのように考えている民間事業者は余りいなくて、むしろ自分たちの提案がどのように審査されたのかということに対して納得したいであるとか、場合によっては、負けた場合に社内に説明しなければならないときに、社内説明にたえられる情報開示になっていないという意見のほうが、我々のヒアリングでは強かったのですが、そのような認識は残念ながらなかったということでもあります。

また、開示されると審査員が萎縮するという意見もあるのですが、政府の会議は多くの場合オープンでやるわけですから、評価のプロセスを見られると萎縮するというのはちょっと問題がある意見ではないかと思ったりもするという観点で、この点についても一定程度、措置が要るのではないかと考えております。

6つ目として⑦でありますけれども、運営権対価の決め方に関する問題です。民間側の問題意識としては、運営権対価が頭で払われるよりは分割で払われるようにどうしても偏り過ぎている。これはコンセッションの趣旨からすると余り望ましくないのではないかという意見であったわけですが、ヒアリングをして、関係府省の皆さんと話していくと、もうちょっと根深い部分も正直あると感じています。

コンセッション事業の実施を考える上では、行政がそのまま事業継続した場合と民間にやってもらった場合の比較で、メリットであるとか民間を活用することの可否の判断が行われるわけですが、行政が継続した場合のシナリオは、事業リスクが全くない。資金調達コストは、政府保障を前提としたリスクフリーレートが行政の事業継続の前提で、これに対して民間はどういうメリットがあるのだという比較の目線になっている傾向がある。

事業リスクもなく、資金調達コストもリスクフリーだと。それと比較して民間のメリットと言われても、正直、民間側からすると、そんなものと比較されても難しいですねという話になってしまいます。そもそも、コンセッションの対象としているような空港であるとか、有料道路などの需要変動のある事業は、官でも民でも誰がやっても事業リスクはあるはずですが、ただ、なぜ官がそれをリスクフリーレートで資金調達し、実施できるかと言えば、事業リスクが顕在化しても、資金提供者ではなく、政府・納税者が負担すればよいということになっているからです。この潜在的な納税者の負担と、民間にリスク移転し

た場合のメリット・デメリットを比較してコンセッションの採用の可否を考えるとすると、官も潜在的に負っているリスクをちゃんと洗い出して、官が負っているリスクを前提に、民ならもう少しリスクを上手にコントロールできるという比較で事業の評価をしてもらわないと困るという意見が出るような内容かなというところでもあります。対価の計算以前の問題として、官民の事業の内容の評価の枠組みそのものを考え直さないといけないのではないかという内容であると思います。

7つ目としては⑧のあたりですけれども、株式譲渡に関しては、民間側からは求められるような意味での条件の明確化が既に進んでいるのだけれども、十分に共有できていないというお話ですので、ある程度条件の明確化をすればいいのかなという内容です。

8つ目は⑨と⑩ですけれども、自治体であるとか特定の企業による出資枠に関するものです。これもヒアリングをしていく中でいえば、自治体と運営権者の間で個別に気になることについて、しっかりと覚書等を結んで合意をすれば済むレベルの議論が、正直言って出資の話に飛躍している問題が多々見られると考えられます。自治体や特定の企業に出資枠を設定しなければ解決できない具体的な問題は、正直説明を聞いていても認識できなかったと思います。

そういう意味では、何らかの考え方の整理が要ると思われそうですし、また、出資の方法についても、出資額と役員会における役員数のバランスが悪いとか、自治体出資の金額が決まらないので提案しにくいとか、この辺の民間側の問題提起もそのとおりであると言わざるを得ないと考えます。

細かい話を並べましたけれども、以上が民間側の意見に妥当性があると考えられる主な内容であります。加えて、最後に⑪ですけれども、ここまで述べてきたようなお話は、ガイドライン等を活用したルール化が一つ解決策として想定されるのかなと思いますが、これは民間側からも言われているように、では、ガイドラインをつくったとして、本当にそれでちゃんと守られるのかということ、現状で言うと、それをしっかりと反映させる制度的な枠組みが少し弱いと言わざるを得ない。そういう意味では、⑪については法的な根拠に不足ありと言わざるを得ないのではないかと思います。

また、関係府省であるとか自治体におけるコンセッション事業の実施能力についても、ノウハウを蓄積して組織の内部で承継していくために有効だと思われるような施策は、残念ながら確認できませんでした。施策らしいと言えるものは、民間から出向してもらっていますということは施策らしいと言えますけれども、これも結局、出向者は短期間で親元に戻ってしまうので、全く組織としての蓄積効果がない。しかも、実務経験のある人材を全然集められていませんし、派遣されてくる会社によっては利益相反の問題もあることになるので、これも民間の意見に妥当性があると評価せざるを得ないのではないかと思います。

以上が、各省の皆さんに御協力をいただいて、意見を出していただいたところを踏まえ

た私からの評価でございます。

(竹中会長)

ありがとうございます。

今までばらばらと聞こえてきた民間の声が非常にまとまった形で整理されて、かつ、踏み込んだ分析をしていただきまして、今後、結果を出すために大変重要なポイントの御指摘がたくさんあったと思います。

補佐官からの説明の最後の話に関連すると思うのですがけれども、内閣府PFI推進室から、諸外国におけるPPP/PFI事業に関する第三者機関について御説明をお願いしたいと思えます。

(木下内閣府PFI推進室長)

資料2のA3横長の紙をごらんください。

先ほどのヒアリングの中におきましても、コンセッションの全プロセスに第三者が関与し、新たな取り組みを生み出させる工夫を考えるべきとされたことを踏まえまして、いわゆる先進国でありますイギリス、韓国、カナダ、オーストラリアについて第三者機関を調査しましたので、これの御説明をいたします。

表のうち、空欄が散見されますけれども、これはまだ先方からの回答が届いていないといったことと、一番右のオーストラリアのヴィクトリア州につきましては、ホームページから回答を引いてきておりますので、そういう意味では、内容にまだまだ精粗がありますし、不明という欄も残っておりますところを御容赦くださればと思います。

まず順番に、イギリスです。これは国のものでInfrastructure and Projects Authorityというのですが、既存の財務省の組織と内閣府の組織を統合して、2016年に設立されたということです。財務省に所属しておりますので、中央政府と地方政府の両方のPPP/PFI事業について、事業計画や実施期間中の財務状況等について評価と改善のアドバイスを行うといったこと。また、省庁横断的に人材の育成にも取り組んでいるといったことです。

2つ目の欄に、法的根拠は特にないと書いてございます。

2ページの上のほうをごらんくださればと思います。この機関は中央政府、地方政府に対する強制力を持ちません。しかしながら、本機関による事業評価は財務省による資金提供の新規事業採択とか契約提携に影響を持っておりますので、そういう意味では実効性があるといったことが言えます。

また1ページに戻っていただいて、次は韓国です。韓国では略称PIMACといったものが有名ですがけれども、これは公共側に専門性を蓄積し、政府を支援するために、1999年に設立されたものです。

首相官邸に設置された経済・人文社会科学研究所評議会のもとの韓国開発研究院といった研究機関に所属しております。政府100%出資の公共法人ということで、PPP事業のマスタープランの策定や、コンセッション事業者選定の支援、民間提案の評価、研修プログラム

の提供等々を行っている。

これは先ほどと違いまして、インフラPPP整備法という法律の中に、その設立が規定されております。

2 ページ目をごらんいただくと対象規模が書いてございますが、約200億円以上の独立採算型の事業、約100億円以上のサービス購入型事業及び民間提案があった事業について、PIMACによる関与が義務づけられています。これらの事業の契約締結に当たっては、次官クラスの公務員と学識経験者で構成される法的拘束力のある審議会にかけられることとなりますけれども、その審議会には、PIMACの意見がその判断に影響力を持つといったことが書いてございます。

この2つが、国レベルの機関でして、これから申し上げる2つは州政府の話になります。

3つ目が、カナダのオンタリオ州にありますInfrastructure Ontarioといったものです。州政府が実施する公共インフラ事業支援及び保有不動産の価値向上を目的として、2011年にできました。州政府のインフラストラクチャー省が管轄する州政府100%出資の公共法人です。入札支援や契約の代行、建設管理等の事業マネジメントの支援、公的不動産の管理、行政サービスコスト削減のためのアドバイス等々を行っているといったことです。

根拠は、州の法律の国土インフラ企業法にその根拠が規定されております。

2 ページの上のほうをごらんくださると、対象事業規模ですが、約45億円以上のPPP事業を発注する場合には、本組織によるスクリーニングを受けることが義務づけられており、契約締結や交渉にも責任を持つ場合があると書いてございます。

最後に、オーストラリアのヴィクトリア州にあるものです。ここはほかの機関と違いまして、独立の組織があるわけではなく、州政府の財務省の中に担当部門、担当者がいるといった形で仕事が進んでいます。

州政府のPPP方針、ガイドライン、要求水準の整備などを行っておりまして、これはホームページから引いておりますので、法的根拠はまだわかりませんでした。

2 ページの上のほうをごらんくださると、対象事業ですけれども、設備投資費用見込みが約41億円を超える事業については、ガイドラインに従って事業が実施されているかどうかについて確認することとされております。また、収益性、リスク、サービス内容についてモニタリングを行っているといったことも仕事としているそうです。

まだちょっと途中なところもございまして、甚だ不十分な結果ですけれども、取り急ぎ御報告いたしました。

ありがとうございました。

(竹中会長)

ありがとうございます。

商工会議所の三村会頭が、PFIを推進するために、こういう一括して取り扱える第三者機関が必要ではないかということをお前からずっと主張しておられて、我々も大変気になっ

ていたのです。今回、このように御説明いただきまして、さらに御説明をお願いするかもしれないけれども、ありがとうございます。

それでは、私がお渡しした資料3のペーパーについて、少しお話をさせていただきたいと思います。

まず「1. 問題意識」です。読んでいただいたとおりですけれども、長い時間をかけてコンセッションの取り組みを進めてきましたけれども、官でも民でも事業実施可能なプラットフォームを整備するという観点では、今、大詰めを迎えていると思います。

ただ、整備されたプラットフォームは、整備されたその瞬間から不断の改善努力をしなければいけないと思います。プラットフォームを共有している官民が同じ意識でこれを行わなければ、すぐに劣化してしまう。新しい問題も出てくる。今回の提言には、このような理由でプラットフォーム整備のための施策と改善のための施策を両方、同居する形で示しています。

2. ですけれども「日本再興戦略2016」で示した内容のうち、次の成長戦略につなげるべきものを記載しています。既にこれまで議論を重ねてきた内容が中心であると思います。とりわけ、今回は北海道7空港コンセッションについて、前回の会合でたたき台としてお示した5原則を組み込ませていただいています。現在、4管理者で非常に熱心に議論をいただいていると思いますので、その最終的な結果をぜひとも成長戦略に反映したいと思います。

また、航空局におきましては、この5原則を支えるものとしてのイコールフットィングの達成に、ぜひとも取り組んでいただければと思います。

3. は、重点分野の設定と設置目標について記載しています。これも前回の会議でお示した内容をもとに書いておりますので、ごらんいただきたいと思います。

最後に4. ですけれども、これは先ほど福田補佐官から御報告をいただいた内容を踏まえて、各検討項目に対する対応策が取りまとめられています。特出しして取り扱うべき内容については、この取りまとめのペーパーに記載しております。

残りは、別紙という形で記載をさせていただいています。

大変ありがたいことに、これまでの政務の皆さんや御関係者の皆様の取り組みが功を奏して、事業者の選定に至ったコンセッション案件が6件に達しています。一方で、福田補佐官からも報告がありましたように、個別案件の特別の理由では説明できないくらいに、案件の仕組みに幅が出てきてしまっています。また、民の力の活用という観点で懸念されるような仕組みも登場してしまいました。こうしたことは、この新しい仕組みに挑戦して成果を上げようとする民間事業者から見ると、コンセッションの目的や理念、あるべきメカニズムがぼやけてきているように見えるのではないかと懸念も生じます。

今後も、数多くの案件が控えています。この仕組みを使ってみたいと思う人の裾野も広がるのではないかと期待をします。そういうタイミングだからこそ、コンセッションとい

うものの基本原則や望ましい姿を規定して、ぶれないようにする努力が今の時点では必要なのではないかと思います。そうした問題意識からお示した対応策は、法的根拠の整備やガイドラインの整備が中心になっています。関係府省の皆様にもう一汗かいていただくことを前提に、コンセッション制度の所管官庁である内閣府の皆さんにも知恵を出していただき、いわば日本のコンセッションの憲法に当たるようなものをつくり上げていただきたいと思います。

その上で、ここが一番大事なポイントだと思うのですが、憲法としての法整備やガイドライン整備をすれば、全ての問題を本当に解決できるのか。そういう点についても議論すべきではないかと思います。

今回、事業の直接の当事者ではない内閣府や内閣官房が、福田補佐官の支援のもとでヒアリングすることで、さまざまな意見を吸い上げることができました。これは、当事者に何か問題があったということではなくて、当事者だけでは、誰であっても議論しにくいことがある。あえて当事者ではない第三者を絡ませることには意味があることを意味しているのではないかと思います。そして、そうやって拾い上げられた意見が、未来投資会議やタスクフォースでの議論を通じて、案件や制度に確実にフィードバックされていくようにする。こうした仕組みは、決して今だけではなくて、今後も必要になるのではないかと思います。

先ほど内閣府から、海外の第三者機関の報告がありましたけれども、まさにコンセッションに関する先進諸国では、同じような体制整備が行われているのだなと思いました。その必要性をさらに強く感じたところであります。

そうした問題意識から、取りまとめペーパーの4.の⑧に関して、お手元に「コンセッション推進体制構築における5原則」という資料を用意させていただきました。5原則に基づく推進体制の整備が今、必要とされているのではないかと思います。ぜひ、各論に加えて大枠として、この日本のコンセッションの枠組み、憲法を定めて、その上で5原則に基づく推進体制を構築していただきたいと思います。

私の提案した取りまとめペーパーに関する説明は以上でございますけれども、ここまでの議論を踏まえて、まずこの4.の⑧以外の対応策はきょう初めてお示したわけですから、この場で議論はしないことにして、内容について議論をしたい方もおられると思います。このポイントについて議論したい方は、議論したい理由を別途事務局に送付していただいて、その上で内容を精査して、もう時間の制約もありますし、福田補佐官のほうでタスクフォースにおいて取り上げるか否かを判断して選別していただくようにしていただけないでしょうか。

(福田大臣補佐官)

承知しました。

(竹中会長)

これは大いに議論していただきたいことでもありますので、仮にそこでも議論が決着つかない場合は、この本会合でもう一度議論する。しかし、何らかの方法で落ちつきどころを見つけていきたいと思います。

以上のポイントについて長々と説明させていただきましたけれども、福田補佐官、特にございますでしょうか。

(福田大臣補佐官)

大丈夫です。

(竹中会長)

ありがとうございます。

それでは、4. の⑧です。きょうは、PFIの担当であって成長戦略の担当でもある立場で越智副大臣に出席していただいております。大枠としての日本のコンセッションの憲法を定めて、その上で5原則に基づいて推進体制を構築する。こういう基本的な枠組みづくりは、ぜひ担当として越智副大臣に取り組んでいただけないかと思うのです。これまでの議論を踏まえて、全体でも結構でございますけれども、いかがでございましょうか。

(越智副大臣)

会長からじきじきに御指名いただきました。

成長戦略担当副大臣でもありますし、またPFIの担当副大臣でもございますので、二重の意味で今、受けとめさせていただいたところであります。

PFIの議論にここまで参加させていただいてまいりまして、ここからフェーズが変わると思っております。これまでは案件を実現していくフェーズであったところが、ここからは推進、拡大のフェーズに入る。そこで、こうした5原則を出していただいたことは、大変重要なことだと思えます。そういう意味では、これまでの竹中先生、また福田補佐官初め、皆様のいろいろな御検討の中身が詰まったものだと思っております、心から感謝を申し上げたいと思います。

その上で、この5原則については、ぜひとも親会議であります未来投資会議に報告、そして共有をさせていただきたいと思えます。また、次期成長戦略に向けて、この5原則を踏まえて、今後しっかりと検討を深めていきたいと思っております。

また、PFI担当としては、コンセッション事業の現場を1回見なくてはいけないと思っておりますので、近々に国会の情勢が許せば視察に行かせていただいて、現場の声もお伺いしながら、汗を流しながら頑張っていきたいと思えますので、引き続き、竹中会長に御指導をお願いしたいと思います。

以上でございます。

(竹中会長)

大変心強い御発言を、サポートいただいたと思っております。どうもありがとうございます。ぜひとも、副大臣におかれましてはよろしく願い申し上げます。

こうした内容は、政務の皆さんを筆頭に、内閣府の皆さんと一緒に、具体的な内容になるようにさらに進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

実は、きょうは経済財政諮問会議の高橋進議員に御出席をいただいております。コンセッションは成長戦略ですけれども、同時に、財政の健全化の非常に重要なツールでもあります。当然、その大枠づくりには、諮問会議での「骨太の方針」に関する議論とも連携する必要があります。その意味で、高橋さんにも何度もおいでいただいているのですけれども、ぜひ、引き続きこの議論に関する連携の受け手になっていただきたいと思いますというわけです。

高橋さん、もし御発言がございましたら、どうぞ。

(高橋議員)

諮問会議では、かねて申し上げているとおり、PPP/PFIやコンセッションの推進のために、具体的に人口20万人以上の自治体で、こうした取り組みを優先検討規程とするように整備を促してきたところですが、かなり進展してきていると思います。

これからは、そういう検討規程の整備に加えて、具体的に自治体、事業者に対して、地域プラットフォームを形成するといった入り口の段階から、今後は政策の活用といった出口のところまで持っていかなければいけないと思います。そうなってきますと、5原則の中にもありますけれども、ハンズオンの取り組みを推進して横展開していくとか、あるいは諸外国において役割を果たしている第三者機関といったものの検討も必要になってくるのではないかと思います。そういう意味で、ガイドラインあるいは制度的な枠組みの整備に向けて、諮問会議としても5原則のことを踏まえながら、できるだけ協力をさせていただきたいと思っております。

加えまして、諮問会議としては、PPP/PFIあるいはコンセッションについて、さらに対象分野の拡大とか、取り組みを加速するための検討も同時にやっていきたいと思っておりますので、そういった分野でもぜひ協力させていただければと思います。

具体的には3つありまして、一つは上下水道分野です。コンセッションの対象にもなっているけれども、この分野について見ますと、維持更新費が大変増大している、あるいは料金、財政負担の地域格差が大きい。それから何といても小規模自治体が多数あるということで、やはりPPP/PFIやコンセッションを進めていく上で、一つ大きなポイントになるのが広域化ではないかと思います。期限を定めて、広域化を進めていくための取り組みを、諮問会議としては推していきたいと思っております。

第2点が、文教施設でございまして、これから人口減少とともに小学校とか保育所の遊休化がどんどん進んでいくと思われまます。したがって、文教施設等の集約、複合化に向けて、PPP/PFIやコンセッションの取り組みあるいは優良事例の横展開が一つのポイントではないかと思います。

3つ目が、公的不動産でございまして。不動産の価値を上げる、それから町のにぎわいを創出して地域活性化につなげるという面で、公的不動産の活用は非常に重要だと思っております。

この分野での官民連携を促進するために、PPP/PFIやコンセッションは非常に重要な役割を果たすと思いますので、そのための環境整備なりを進めていきたいと思っています。こういう分野は諮問会議としてもやりたいと思っていますので、ぜひ協力をさせていただければと思います。

以上でございます。

(竹中会長)

ありがとうございます。

経済財政諮問会議と未来投資会議の両方から声を上げる。これは大変重要なことだと思いますし、どちらかというところ、こちらはミクロから積み上げる。ぜひ高橋さんのほうでは、20万人以上の都市云々という話がありましたけれども、これのマクロからの面で何らかの進展をつくっていただきたいなと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

枠組みづくりですけれども、内閣府において、福田補佐官の御支援もいただきながら、海外の事情の深掘りなどもさらに続けていただけて、また御報告をいただければと思います。私のほうでも、さらに勉強したいと思っていますし、皆さんとも議論したいと思っていますし、ある程度まとまりましたら、5月の未来投資会議での総理への提言などへの反映も検討させていただきたいと思っています。

先ほど申し上げましたように、「ローカルアベノミクスの深化」の会合の三村会長も、本件に非常に強い関心をお持ちでありますので、この提言については、三村会長の御意見もぜひ踏まえて取りまとめたいと思っています。

ずっと進めてきたのですけれども、ここまでの話を通して、政務の先生方からコメントがありましたらお願ひしたいと思っています。

武村政務官、ございますでしょうか。

(武村政務官)

いえ。

(竹中会長)

越智副大臣、ございますでしょうか。

(越智副大臣)

大丈夫です。

(竹中会長)

ありがとうございます。

ここまでの点で、特に御出席の方々から意見はございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

福田補佐官にお願ひした点につきましては、ぜひよろしくお願ひを申し上げます。

それでは、今後ですけれども、先ほどお話ししたとおり、取りまとめペーパーについて

のタスクフォース等での議論を踏まえて、開催の可否を検討させていただきたいと思いません。

私のほうからは、以上でございます。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

それでは、予定の時間も近づいてきましたので、最後に武村大臣政務官から御挨拶をいただきます。

(武村政務官)

熱心な御議論をありがとうございました。

本日の議論の中で、コンセッションの推進のために、さらなる取り組みが必要であることが明らかとなりました。今後、竹中会長にお示しをいただきました方向性を踏まえまして、極めて短い時間の中で、新たに取りまとめる成長戦略に反映する具体的な施策を確定していくこととなります。各府省におかれましては、前向きに検討を進めていただきまして、速やかに結論を出していただきますように、お願いを申し上げます。

改めまして、ここまでの成果に至る民間議員の皆様、有識者、各府省の皆様の努力に心から感謝を申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

この後、本日の会議の中身につきまして、事務局からプレスにブリーフィングをさせていただきます。後日、発言者の確認を経た上で、議事要旨を公開したいと思いますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。